

私は大阪維新の会大阪市長議員団を代表して、会期の延長に反対の立場で討論致します。

まず、先ほどの運営委員会により大阪府大阪市特別区設置協議会委員の推薦手続きの条例案の再議について、8月11日に議事する見込みとなりましたが、これは、本日の本会議で議事することは明らかに可能であり、会期延長の理由にならないことは明らかです。

会期の延長の根拠になっている実質的な理由は、本日議会上程された大阪市学校活性化条例の一部を改正する条例案の緊急上程についてです。しかし、これはそもそも、地方自治法102条に反し、明らかに違法であります。

定期的に条例で定める回数招集される定例会と異なり、臨時会は、一定の事件を審議するためにあくまで臨時で招集される議会であって、その一定の事件以外の事件を審議することはできないとされています。

それゆえ、地方自治法102条3項において、「臨時会は、必要がある場合において、その事件に限り、これを招集する。」と規定されています。さらに、同条4項、5項により、「臨時会に附議すべき事件として、あらかじめ告示しなければならぬ。」と規定されています。つまり、臨時会においては、次の定例会まで待つことができないような内容の事件について、さらに、あくまであらかじめ告示された事件に限り、審議することができるものとされているのです。

しかしながら、本条例案は、すでに先の5月議会で審議され、再議、議決されたものであって、しかもその内容も全く同じものが上程されており、あらかじめ告示された事件でもないのです。

このように、地方自治法の臨時会では、次の定例会まで待つことができず、あらかじめ告示された事件以外に審議することはできないところ、まさに本条例案は、臨時会で審議できない事件にあたります。

ただ、地方自治法上、原則としての定例会の例外である臨時会のさらに例外として、つまり、例外中の例外として、同条6項において、「臨時会の開会中に緊急を要する事件があるときは、直ちにこれを会議に付議することができる。」と規定されています。

つまり、あくまで、「臨時会の開会中であること」「緊急を要する事件であること」が法文上の要件です。

この緊急性に関しては、学術文献である地方自治法関係実務辞典（第一法規）によれば、「客観的に緊急を要するものでなければならぬ。」とされており、その他の文献においても、客観的な緊急性が求められる、そのように解釈されていることは、明らかであります。

さらに、この緊急性について争点の一つとして争われた裁判事例である仙台高等裁判所平成27年1月28日判決においても、まさに、選挙期日の告示日が、臨時会たる議会の開会当日から数日後に迫っているとき、この選挙に適用すべき議員定数削減条例案については、そのような臨時会開会中の客観的な緊急事情があるために緊急性を満たすとしているのであり、司法の場である裁判所も、この緊急性については、臨時会の開会中であって、客観的に緊急を要する事件が発生したときに限り、やむを得ず、例外中の例外として、認めているものであります。

しかしながら、今回の条例案については、すでにこれまでの議会において十分な議論がなされたうえで、5月議会にて全く同じものが審議され、再議、議決まで経ているものであり、それと全く同内容のものであります。また、藤田議員からの緊急性の質問に対して福田議員は、公募校長の不祥事が続いている中、平成27年度採用の選考が進んでいる旨の答弁されましたが、本日8月7日以降9月議会までの緊急性に対する答弁になっておらず、来月9月から開会される次の定例会で議論すれば足りません。

つまり、緊急事件の要件である、「臨時会の開会中」に緊急性が生じたものでもなく、そもそも次の定例会を待てない「緊急性」もなく、単なる主観的な主義主張に基づく緊急性であり、法が要求する「客観的な緊急性」、先程の裁判例のような選挙期日といった誰が判断しても客観的にそのような緊急性があるといえるような事件では到底ないのです。

そのような法律の要件を満たしていない違法な上程を議決し、これに基づいて、さらに会期延長するというのは、法を無視した行為としかいえないようなことがあります。

よって、これを理由とした会期の延長については、当然反対であります。議長におかれては、法に基づいた適切な発議をして頂きたく申し入れます。

以上、私からの反対討論とさせていただきます。

ご静聴ありがとうございます。